

NDK 電子公告調査・証明サービス ご利用料金表

公告（調査）期間	本体価格（税抜） 公告1件につき	割引価格（税抜） 公告1件につき
21日未満 ※1	60,000円	58,000円
(21日以上)1ヶ月以下 ※2, ※3	115,000円	110,000円
(1ヶ月超)3ヶ月未満	130,000円	125,000円
3ヶ月以上	155,000円	150,000円

割引価格 は、下記①②③のいずれかに該当した場合、適用となります。

① **PDFダウンロード 割引**

電子公告調査結果通知書をPDFダウンロードで発行を希望される場合

② **士業 割引**

「弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士」が公告主体を代理して調査を委託される場合

③ **グループ企業 割引**

「グループ企業等2社以上の電子公告調査」を親会社等の同一担当者が一括して調査を委託される場合（親会社の担当者が子会社間（2社以上）の調査を委託する場合にも適用）

割引
CASE
1

- ・ 6ヶ月を超える場合は1ヶ月ごとに**本体価格25,000円（税抜）**を加算します。
- ・ 公告の主体（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地）が異なる場合は、1件ごとに料金を加算します。
- ・ 料金には追加公告の調査費用及び調査結果通知書の発行費用等を含みます。

- ※1：特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合において、当該特定の日を公告終了日として調査の委託を行う場合は、その日は料金算定については加算しません。
- ※2：公告に定める期間内に異議を述べる旨の公告において、「公告掲載日の翌日より1ヶ月以内に異議を述べる旨」が公告文面に記載されており、かつその公告掲載日を公告開始日として調査の委託を行う場合、その日は料金算定については加算しません。
また、公告終了日（期間の末日）が日曜日、祝日その他の休日に当たり、かつ休日には取引しない慣習があるため、その翌日を公告終了日とする場合は、その日数は料金算定について加算しません。
- ※3：会社法第940条第1項第4号の規定が適用される株式会社の公告において「1ヶ月」の期間計算については、公告終了日を公告開始日の応当日の翌日（該当日が土曜日、日曜日、その他の休日に当たる場合はその翌営業日）まで延長する場合、その日は料金算定については加算しません。

割引
CASE
2

同一公告アドレスなら2件目から1万円（税抜）！

公告の主体主（商号又は名称・本店又は主たる事務所の所在地）が同一の場合に限り公告文面と公告アドレスが同じなら、公告の根拠条項が複数でも2件目からは1件当たり1万円（税抜）のみ加算します。

割引
CASE
3

官報同時申込 3,000円（税抜）割引！

「官報公告掲載と電子公告の調査委託」をセットでお申込みいただいた場合は「本体価格」もしくは「割引価格」より3,000円（税抜）割引します。

< 弊社は独立行政法人国立印刷局選定の官報公告取次店です。 >

4つのマネジメントシステム（国際規格等取得）

- ・ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・ ISO9001（品質マネジメントシステム）
- ・ プライバシーマーク（個人情報保護マネジメントシステム）
- ・ ISO14001（環境マネジメントシステム）